

質問第一〇三号

女子差別撤廃条約選択議定書の批准等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年十二月十二日

水野素子

参議院議長 尾辻秀久 殿



## 女子差別撤廃条約選択議定書の批准等に関する質問主意書

一 平成十一年の第五十四回国連総会において採択された女子差別撤廃条約選択議定書は、令和五年十一月現在、既に百十五カ国によって批准されているにもかかわらず、我が国は未だに批准していない。我が国が批准できない我が国に固有の理由は何か、具体的に示されたい。

二 スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が公表している令和五年のジェンダー・ギャップ指数において、我が国は百四十六カ国中百二十五位である。分野別の我が国の順位は、教育四十七位、健康五十九位、経済参画百二十三位、政治参画百三十八位となっているが、こうした恥ずべき状況から脱するための施策を具体的に示されたい。

右質問する。